



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

消費税の転嫁拒否等の行為及び軽減税率制度に関する説明会及び相談会の実施について（ご案内）

公正取引委員会では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図る観点から、買ったときや減額といった消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止のための取組と転嫁拒否等の行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組を進めています。

また、国税局では、本年10月から実施されている、消費税の軽減税率制度について、事業者の方への周知活動を行っております。



今回、鹿児島県及び熊本県において、以下の日程により、消費税の転嫁拒否等の行為及び軽減税率制度に関する事業者向けの説明会（説明会後の相談会を含む。）を開催します。

つきましては、参加ご希望の事業者様は、裏面の【お申込み方法】に従い、お申込みいただきますようお願いいたします。

開催地	開催日	開催場所	定員
鹿児島県	R2. 1. 22 (水)	鹿児島市山下町 5-3 宝山ホール（鹿児島県文化センター） 3階第5会議室	45名
熊本県	R2. 1. 29 (水)	熊本市中央区手取本町 8-9 くまもと県民交流館パレア 10階会議室8	50名
時間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 14:00 ~ 14:50 [転嫁拒否等の行為の説明（公正取引委員会）] ■ 15:00 ~ 16:00 [軽減税率制度の説明（熊本国税局）] ■ 16:00 ~ 16:45 [相談会（個別のご相談の対応）] 		

軽減税率制度に関する情報は

国税庁
ホームページ

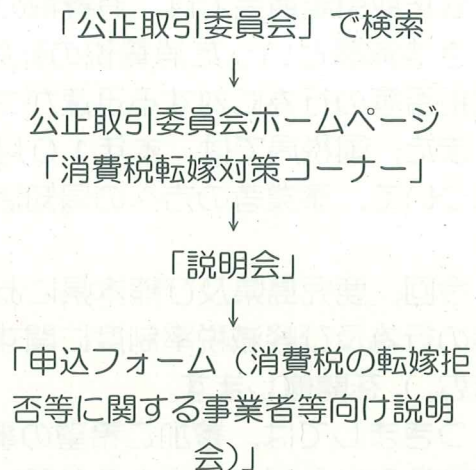
 消費税の軽減税率制度 
軽減税率制度について詳しく知りたい方はこちらへ

をクリック



【お申込み方法】

公正取引委員会ホームページの「申込みフォーム」からお申込みください。
御記入いただいたメールアドレス宛てに到達通知が送付されますので、その到達通知又は「講習会の申込み登録結果」と表示された画面を印刷し、説明会当日、会場にお持ちください。



■ 申込みフォームURL

https://www.jftc.go.jp/kosyukai6/form/apply_infos/insert

【注意事項】

1 説明会のお申し込みについて

- (1) 申込みについては、先着順とし、定員になり次第締切りとさせていただきます。
なお、会場の収容人数の制約から、当委員会からお断りの御連絡をさせていただく場合がございますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 申込みの際に入手した個人情報は本説明会業務以外の目的に使用することはありません。

2 説明会について

- (1) 会場にお越しの際は公共交通機関を御利用ください。
- (2) 説明会で使用する資料については、説明会会場にて配布いたします。

3 相談会について

- (1) 相談会でお聞きした内容は秘密として厳守しますので、安心して御相談ください。
- (2) 多数の相談希望者がいた場合、会場の都合上、全ての相談を受け付けることができません。転嫁拒否等に関する相談の場合は、公正取引委員会の担当者が地域・職場にお伺いする移動相談会も実施しております（別添の「移動相談会」のチラシをご参照ください）。

【問い合わせ先】

福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎別館2階
公正取引委員会事務総局 九州事務所 消費税転嫁対策調査室（汐元）

TEL：092-437-2756

FAX：092-474-5465